

認知症疾患医療センター

地域医療機関の先生方へ

認知症が疑われる患者さまがいらっしゃる場合、またはすでに認知症と診断されている患者さまの症状が増悪した場合には、紹介状をご作成のうえ、藍野病院までご紹介くださいますようお願いいたします。

認知症専門医紹介に関する算定

◇ 認知症「鑑別が必要」な場合

認知症が疑われる患者さまを早期に発見し、患者さままたはご家族の同意を得たうえで、診療状況等を記載した診療情報提供書を添えてご紹介ください。

「診療情報提供料（Ⅰ）」（250点）＋「認知症専門医療機関紹介加算」100点を算定

◇ 診断後の治療継続について（かかりつけ医の先生へ）

藍野病院を受診後、認知症と診断された患者さまにつきましては、認知症療養計画書を添付した受診報告書を紹介元医療機関へお送りします。

その後の治療継続についてかかりつけ医の先生が引き続き認知症治療を継続される場合は、藍野病院から送付した認知症療養計画書に基づき治療を実施当該患者さまの診療状況を定期的に藍野病院へ文書で情報提供していただくことで、

「認知症療養指導料」350点（月1回、6か月まで）が算定可能です。

◇ 認知症「症状増悪時」の場合

すでに専門医療機関で認知症と診断されている患者さまについて、症状の増悪が認められる場合は、診療情報提供書を添えてご紹介ください。

「診療情報提供料（Ⅰ）」＋「認知症専門医療機関連携加算」50点を算定

認知症「鑑別が必要」な場合

認知症専門医療機関連携加算 100点

認知症と「診断された」場合
「認知症療養計画書」を送付

患者情報を「文書で提供」した場合

認知症療養指導料 350点
（算定：月1回、6か月まで）

認知症「症状増悪時」の場合

認知症専門医療機関連携加算 50点



かかりつけ医



藍野病院

※点数はすべてかかりつけ医の先生が算定可能な点数になります。

2026年4月大阪府より指定

お問い合わせ

TEL 0120-113-765

認知症疾患医療センター

FAX 072-627-7633

受付時間

月～金 9:00～17:00
（土・日・祝除く）